

議案第31号

専決処分事項の承認について

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年 6月11日 提出

守谷市長 会田 真一

平成 年 月 日

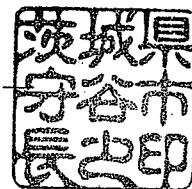
議案	頁数
31号	1

専 決 处 分 書

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

守谷市長 会田 真



守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

守谷市長 会田真一

守谷市条例第12号

守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

守谷市国民健康保険税条例（昭和41年守谷町条例第186号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯 1万6,500円

第7条の2第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯 3,000円

第21条第1号イ i 中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イ i に次のように加える。

iii 特定継続世帯 9,900円

第21条第1号エ i 中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エ i に次のように加える。

iii 特定継続世帯 1,800円

第21条第2号イ i 中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イ i に次のように加える。

iii 特定継続世帯 6,600円

第21条第2号エ i 中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エ i に次のように加える。

iii 特定継続世帯 1,200円

附則第17項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

議案	頁数
31号	2

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の守谷市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第17項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

提案理由（議案第31号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、守谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。

主な改正の内容は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間に世帯別平等割の2分の1を軽減する措置に加え、移行後6年目から8年目までの間ににおいても世帯別平等割の4分の1を軽減する措置を講じるものです。

よろしく、御承認くださるようお願ひいたします。

議案	頁数
31号	3

守谷市国民健康保険税条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の2及び第21条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。) 以外の世帯 2万2,000円</p> <p>(2) 特定世帯 1万1,000円</p> <p>(3) 特定継続世帯 1万6,500円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯 (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の2及び第21条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。第3号、第7条の2及び第21条において同じ。) 以外の世帯 2万2,000円</p> <p>(2) 特定世帯 1万1,000円</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
- (2) 特定世帯 2,000円
- (3) 特定継続世帯 3,000円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1万3,200円
- ii 特定世帯 6,600円
- iii 特定継続世帯 9,900円

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯以外の世帯 4,000円
- (2) 特定世帯 2,000円

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納稅義務者

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- i 特定世帯以外の世帯 1万3,200円
- ii 特定世帯 6,600円

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,400円

ii 特定世帯 1,200円

iii 特定継続世帯 1,800円

オ 略

カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,800円

ii 特定世帯 4,400円

iii 特定継続世帯 6,600円

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯以外 の世帯 2,400円

ii 特定世帯 1,200円

オ 略

カ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 略

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

i 特定世帯以外 の世帯 8,800円

ii 特定世帯 4,400円

ウ 略

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課

税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

i 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600

円

ii 特定世帯 800円

iii 特定継続世帯 1,200円

才 略

力 略

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限
の延長の特例)

1 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若
しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び
第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則
第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用について
は、附則第4項中「第35条第1項」とあるのは「第35条
第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時
特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6
第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」と
あるのは「租税特別措置法」とする。

税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、
それぞれに定める額

i 特定世帯以外 の世帯 1,600

円

ii 特定世帯 800円

才 略

力 略

附 則

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限
の延長の特例)

1 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若
しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項
の規定の適用を受ける場合における附則第4項(附則第
5項において準用する場合を含む。)の規定の適用について
は、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条
(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に
関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項
の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法」とあるの
は「租税特別措置法」とする。